

苅田町公共下水道事業計画変更等業務委託
仕様書

荏田町公共下水道事業計画変更等業務委託
仕様書

業務内容

業務の内容は、下記のとおりとする。内容は、関係機関との協議等により変更することがある。数量は、実施に合わせて変更する。

- (1) 下水道法に基づく事業計画及び都市計画法に基づく事業認可
 - (イ) 単独公共下水道
 - (ロ) 汚水：あり 全体計画 1084ha 既事業計画 534ha 変更後事業計画 536ha
 - (ハ) 雨水：あり 全体計画 1084ha 既事業計画 494ha 変更後事業計画 494ha
- (2) 測量：なし（軽微なものを除く）
- (3) 幹線管きよの施設平面図作成（既存区域）
 - (イ) 汚水：あり（既存資料を利用）
 - (ロ) 雨水：あり
- (4) 施設の設置に関する方針：6施策
- (5) 施設の機能維持に関する方針
対象施設：管きよ、ポンプ場、水処理、汚泥処理
- (6) 長期的な事業の見通し：なし
- (7) その他主な内容
 - (イ) 汚水計画について、供用開始区域の拡大による処理量増加に伴う施設の配置変更（水処理施設の増設）等を想定している。また、事業計画区域境の精査程度の区域見直し等を想定している。
 - (ロ) 雨水計画について、雨水管理総合計画（令和 6 年度）をもとにした、降雨強度、排水区、事業計画区域の見直し等の変更を想定している。

第 1 章 総則

1-1 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、発注者において、公共下水道事業を施行するに当り、特記仕様書に示す事項に係る①下水道法第 4 条に規定する事業計画を定めるのに必要な図書を作成すること及び②都市計画法第 60 条に規定する事業計画を定めるのに必要な図書を作成することを目的とする。

1-2 一般仕様書の適用

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1-3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1-4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当り、関連する法令等を遵守しなければならない。

1-5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するよう努めなければならない。

１－６ 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、本業務において収集した資料を発注者に無断で使用してはならない。

１－７ 公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当っては公益の安全、環境その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

１－８ 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当って、発注者の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

(イ) 着手届 (ロ) 工程表 (ハ) 管理技術者届 (ニ) 職務分担表

(ホ) 完了届 (ヘ) 納品書 (ト) 業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承諾を受けるものとする。

１－９ 配置技術者

(１) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

(２) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道））又は下水道法に規定された資格を有するものとし、業務の全般に渡り技術的管理を行わなければならない。

(３) 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道））又は下水道法に規定された資格を有するものとする。

(４) 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

１－１０ 工程管理

(１) 受注者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

１－１１ 成果品の審査及び納品

(１) 受注者は、成果品完成後に発注者の審査を受けなければならない。

(２) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。

(３) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

(４) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかが発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

１－１２ 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

１－１３ 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な関係資料等を、所定の手続きによって貸与する。

１－１４ 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

1-15 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1-16 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者の協議によるものとする。

1-17 業務実績情報システムへの登録

受注者は、契約時または変更時において契約金額が100万円以上の業務について、契約締結後、登録内容変更後、完了後それぞれ15日（休日等を除く）以内に業務実績情報システムに登録しなければならない。

第2章 計画及び図書の作成

2-1-1 一般的事項（下水道法事業計画）

受注者は、計画にあたり、地域社会の動向、当該地域に係る下水道の基本計画との関連性、事業の施行、施設の維持管理及び総合的效果等について十分な検討を加えるとともに問題点及び疑義等が生じたときは遅滞なく打合せを行うものとする。

2-1-2 一般的事項（都市計画法事業計画）

受注者は、図書の作成にあたり、地域社会の動向、当該地域に係る下水道の事業計画との関連性、事業の施行等について十分な検討を加えるととともに問題点及び疑義等が生じたときは遅滞なく打合せを行うものとする。

2-2 業務の手順（共通）

- (1) 業務は、十分協議打合せの後施行するものとする。
- (2) 管理技術者は、主要な打合せには必ず出席しなければならない。
- (3) 打合せには議事録をとり、内容を明確にして提出しなければならない。

2-3 現地踏査（下水道法事業計画）

現地踏査は計画対象区域のみならず、区域外であっても関連のある地区については、地形及び排水系統等について十分な調査を行わなければならない。

2-4 調査及び計画（下水道法事業計画）

受注者は、発注者より提供した資料、受注者が調査収集した資料及び関係者の打合せ結果等を十分検討した後、別紙「標準業務内容」に基づいて事業計画を作成するものとする。

2-5 図書の作成

受注者は、発注者の提供した資料、受注者の調査した事項及び関係者の打合せ結果等を、十分に検討した後、関係法令を遵守し、公益社団法人日本下水道協会発行「下水道用設計標準歩掛表」に示す「標準業務内容」に基づき作成するものとする。

2-6 まとめと照査（共通）

作業事項における方針の確定・確認並びに作業内容の照査を行う。

第3章 提出図書

3-1 提出図書

成果品の提出部数は、次のとおりとする。

- (1) 下水道法事業計画申請図書

- (イ) 事業計画書 . . . A4 判製本 3 部
- (ロ) 事業計画説明書 . . . A4 判製本 3 部
- (ハ) 下水道計画一般図 (汚水及び雨水) (縮尺 1/10,000 程度) . . . 白焼き 3 部
- (ニ) 主要な管きよの区画割施設平面図 (汚水及び雨水)
(縮尺 1/2,500 程度) . . . 白焼き 3 部
- (ホ) 主要な管きよ縦断面図 (汚水及び雨水)
(縮尺横 1/2,500 程度、縦 1/100 程度) . . . 白焼き 3 部
- (ヘ) 主要な管きよの流量計算書 . . . 白焼き 3 部
- (ト) ポンプ場施設図
平面図 (縮尺 1/500 程度) . . . 白焼き 3 部
施設断面図 (水位関係含む) (縮尺 1/100 程度) . . . 白焼き 3 部
- (チ) 処理場施設図
平面図 (縮尺 1/500 程度) . . . 白焼き 3 部
水位関係図 (縮尺横任意、縦 1/100 程度) . . . 白焼き 3 部
フローシート図 . . . 白焼き 3 部
水処理施設断面図 (縮尺 1/100 程度) . . . 白焼き 3 部
污泥処理施設断面図 (縮尺 1/100 程度) . . . 白焼き 3 部
管理棟・污泥棟平面図 (縮尺 1/100 程度) . . . 白焼き 3 部
- (リ) 下水放流先の状況を明らかにする図面 (縮尺 1/50,000 程度) . . . 白焼き 3 部
- (2) 都市計画法事業認可申請図書
 - (イ) 申請書 . . . A4 判製本 3 部
 - (ロ) 計画書 . . . A4 判製本 3 部
 - (ハ) 資金計画書 . . . A4 判製本 3 部
 - (ニ) 事業地を表示する図面
 - ①事業地を表示する図面 (位置図) (縮尺 1/25,000 程度) . . . 白焼き 3 部
 - ②事業地を表示する図面 (平面図) (縮尺 1/2,500 程度) . . . 白焼き 3 部
 - ③管きよ平面図 (縮尺 1/500 程度) . . . 白焼き 3 部
 - ④ポンプ場平面図 (縮尺 1/500 程度) . . . 白焼き 3 部
 - ⑤終末処理場平面図 (縮尺 1/500 程度) . . . 白焼き 3 部
 - (ホ) 設計の概要を表示する図面
 - ①区画割平面図 (縮尺 1/2,500 程度) . . . 白焼き 3 部
 - ②ポンプ場、週末処理場、計画平面図 (縮尺 1/500 程度) . . . 白焼き 3 部
 - (ヘ) その他参考図書
計画概要書、都市計画用途地域図、主要管きよ縦断面図、
ポンプ場水位関係図、ポンプ場吐口等施設図、終末処理場水位関係図、
終末処理場吐口等施設図、流量表、字界図、丈量図 . . . 3 部
- (3) その他参考図書
 - (イ) 区画割平面図 (汚水・雨水) (縮尺 1/2,500 程度) . . . 白焼き 3 部 (雨水 2 部)
 - (ロ) 枝線の管きよ流量計算書 . . . A4 判製本 3 部 (雨水 2 部)
- (4) 打合せ議事録

(5) 電子成果品一式

・・・CD-R または DVD-R 2部

3-2 成果品の仕様等

- (1) 本業務は、汎用型 GIS ソフト (ArcGIS) における図面管理とし、SHP (シェープファイル) 形式及び本町職員が利用し易いように凡例、タイトル等を含むマップオブジェクト形式で実施するものとする。本業務で作成したデータと国や県、他部署が所有するデータとがシームレスに情報共有できるようにすること。
- (2) 電子成果品には、PDF、XDW に加工したもの及び他の業務等で加工できる Word、Excel、CAD、GIS データ等を含めることとする。また、流出解析モデルに修正を加えた場合等は、流出解析モデル及びこれを変換した SHP ファイルも含めるものとする。
- (3) 成果品 (電子成果品を含む) は、苅田町及び苅田町が他の業務を委託する第三者が自由に複写・加工等使用ができるものとする。
- (4) 成果品の作成にあたっては、その編集方法についてあらかじめ苅田町と協議すること。

第4章 参考図書

4-1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 下水道事業の手引 (日本水道新聞社)
- (2) 下水道計画の手引 (全国建設研修センター)
- (3) 持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル (国土交通省、農林水産省、環境省)
- (4) 流域別下水道整備総合計画調査指針と解説 (国土交通省)
- (5) 下水道施設計画・設計指針と解説 (日本下水道協会)
- (6) 下水道維持管理指針 (日本下水道協会)
- (7) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説 (日本下水道協会)
- (8) 下水道事業コスト構造改善プログラム (国土交通省)
- (9) 下水道事業における費用効果分析マニュアル (国土交通省)
- (10) バイオソリッド利活用基本計画 (下水污泥処理総合計画) 策定マニュアル (日本下水道協会)
- (11) 新都市計画の手続 (都市計画協会)